



平成 21 年 12 月 14 日

各 位

横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号
株式会社 システムプロ
代表取締役会長 逸 見 愛 親
(コード番号：2317 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役 国分靖哲
電話番号 045 (640) 1401 (代)
U R L <http://www.systempro.co.jp>

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更および定款の一部変更について、平成 22 年 1 月 28 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 商号変更

当社とカタナ株式会社との合併（以下「本件合併」という。）契約承認の件が原案どおり承認可決され、かつ、本件合併の効力が発生することを条件として、本件合併の効力発生日（平成 22 年 4 月 1 日を予定）をもって、現行定款第 1 条の商号を「シスプロカタナ株式会社（英文表記：SysproCatena Corporation）」に変更するものであります。また、本変更は本件合併の効力発生日に効力を発生するよう附則第 1 条にその旨の規定を設けるものであります。

(2) 目的の変更

現行定款第 2 条に掲げる当社の事業目的にカタナ株式会社の事業目的を追加するとともに目的事項を整理・統合するものであります。また、本変更は本件合併の効力発生日に効力を発生するよう附則第 1 条にその旨の規定を設けるものであります。

(3) 決算期（事業年度の末日）の変更

当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとしておりますが、主要取引先との決算期の合致および各種情報管理の有効活用により、経営計画の策定・推進など一層の効率化を図るとともに、同業他社との業績比較の利便性向上を図り、同時に会計基準や税制等の改正に速やかに対応するため、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更したいと存じます。これに伴い、現行定款第 10 条（株主総会の招集）、第 11 条（定時株主総会の基準日）、第 35 条（事業年度）、第 36 条（剰余金の配当の基準日）および第 37 条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として附則第 2 条にその旨の規定を設けるものであります。

(4) その他、条文の形式的な整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 1 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日

商号変更、目的の変更：平成 22 年 4 月 1 日（予定）

決算期（事業年度の末日）の変更、その他の変更：平成 22 年 1 月 28 日（予定）

【別紙】

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社システムプロと称し、 英文では、 <u>SystemPro Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>シスプロカテナ株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>SysproCatena Corporation</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンピュータおよび関連機器商品（ソフトウェア）の開発、販売 (2) コンピュータ技術者および技能者の要員派遣 (3) コンピュータ利用に関するコンサルタント (4) <u>コンピュータハードの情報分析および分析情報の販売</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(5) 上記に付帯する一切の業務</u>	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1) コンピュータ・システムの開発、製造および販売 (2) コンピュータ・システムの運用、保守およびユーザーサポート (3) コンピュータ・システムの構築、導入および利用に関する教育・訓練 (4) <u>データエントリーサービス</u> (5) <u>情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業</u> (6) <u>コンピュータおよび関連機器（ハードウェア、ソフトウェア）の販売、賃貸、使用許諾および保守</u> (7) <u>一般労働者派遣事業</u> (8) <u>有料職業紹介事業</u> (9) <u>古物の仕入および販売</u> (10) <u>上記に付帯する一切の業務</u>
第3条) (条文省略)	第3条) (現行どおり)
第9条	第9条
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。	(株主総会の招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

